

取組実施にあたっての注意点

特に注意が必要な点を以下のとおりお示しします。このほか、事務の手引きも十分にご確認ください。

- ①委託事業者への発注・契約・申込を助成対象期間開始日より前に行った場合
→**助成対象外**となります
- ②委託事業者からの納品・請求、委託事業者への支払いが助成対象期間終了日までに完了しなかった場合
→**助成対象外**となります
新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響で取組が完了できない場合は、その事実が発覚後、速やかに飲食事業者向け経営基盤強化支援事業担当事務局へご連絡ください
- ③1契約あたり税抜10万円超の支払いを現金で行った場合
→**助成対象外**となります
尚、1点あたり税抜10万円以下であっても、同一の購入先から複数の商品を購入または同一の委託先へ複数の業務を委託した場合は、1契約とみなします
- ④クレジットカード払いで、カード会社からの引き落としが助成対象期間終了日までに完了しなかった場合
→**助成対象外**となります
- ⑤申請者と異なる名義のクレジットカードで支払いを行った場合
→**助成対象外**となります
法人：該当の法人カードで支払いをしてください
個人事業主：代表者の個人カードで支払いをしてください
- ⑥実施計画に記載をしていない取り組みを行った場合
→変更する場合は、**あらかじめ公社に変更の申請を行う必要があります**
事前に申請が無い場合、変更された内容については**助成対象外**となります
- ⑦実績報告書類の審査に際し、状況に応じて、公社職員等が助成事業の実施場所を訪問し、購入物・工事等の現地確認、経理関係書類の原本照合を行うことがあります

交付申請時の実施計画から変更が発生する場合や、取組実施にあたっての不明点は、下記お問い合わせ先へご連絡をください。

□ お問い合わせ先 □

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業担当事務局

○令和5年度の申請者はこちら

(令和5年4月1日以降に専門家派遣実施コース申込又は厨房機器等改修コース事前エントリーを行った方)

TEL：0570-007-056 (平日 9：00～16：30 ※12/29～1/3を除く)

○令和4年度の申請者はこちら

(令和5年3月31日までに専門家派遣申込を行った方)

TEL：03-5822-7246 (平日 9：00～16：30 ※12/29～1/3を除く)